

動物の愛護及び管理に関する法律の主な改正点 (第二種動物取扱業に関わる部分)

公布日：令和元年6月19日

1. 動物に関する帳簿の備付けを要する取扱いの追加（令和2年6月1日施行）

- 犬猫等の譲渡しを行う第二種動物取扱業者について、個体に関する帳簿の備付け及び保存を義務化（個体ごとに帳簿を記載）

【帳簿に記載すべき内容】

- ① 品種等の名称
- ② 当該動物の繁殖者の氏名又は名称（法人名）及び登録番号又は所在地
 - ◇繁殖を行った者が明らかでない場合であって、
 - ・輸入された動物の場合は、
当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地
 - ・譲渡された動物の場合は、
当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地
 - ◇捕獲された動物の場合は、
当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地
及び当該動物を捕獲した場所
- ③ 生年月日
 - ◇輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合
推定される生年月日及び輸入年月日等
- ④ 所有するに至った日
- ⑤ 譲渡した者（仕入れ先）の氏名又は名称及び所在地
- ⑥ 譲渡し（行き先）をした日
- ⑦ 譲渡しの相手方の氏名又は名称及び所在地
- ⑧ 当該動物に関する情報提供の実施状況
- ⑨ 当該動物が死亡した日（犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。）
- ⑩ 当該動物の死亡の原因（犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。）

2. 第二種動物取扱業者の遵守基準を具体的に明示（公布から2年以内施行）

遵守すべき事項として7項目を規定

- ① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ② 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥ 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3. マイクロチップ装着の努力義務（公布から3年以内施行）

- 犬猫等販売業者以外（一般飼い主等）が所有する犬猫について、マイクロチップの装着を努力義務化（犬猫等販売業者については、マイクロチップの装着、情報登録を義務化）
- マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者（購入含む）については、変更登録の義務化
- 環境大臣による指定登録機関の指定
 - ・ 大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる
 - ・ 環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う
 - ・ 登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る